

第1340回 京都市教育委員会会議 会議概要

1 日 時 平成27年8月27日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時15分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明
委 員 星川 茂一

4 欠席者 委 員 奥野 史子

5 傍聴者 1人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1339回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件，報告1件

イ 非公開の承認

議案3件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議案第17号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明) ○中原 総合育成支援課長

本議案については、障害のある子どもたちの雇用状況が厳しい中、就職を希望する生徒や保護者の高いニーズに応えるため、職業学科を置く京都市立白河総合支援学校の分校として、平成2

5年4月に設置した京都市立白河総合支援学校東山分校について、平成28年4月に京都市立東山総合支援学校として独立させようとするものである。

東山総合支援学校の設置位置については、現白河総合支援学校東山分校と同じである。

東山総合支援学校の設置に関しては、昨年7月の本校化に係る基本方針策定や、27年2月市会における京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例議案の提出時にも本委員会で説明しており、繰り返しになる部分もあるが、簡潔に概要を御説明させていただく。

お配りしているパンフレットも合わせてご覧いただきたい。東山分校の「地域総合科」は、本校である白河総合支援学校において、地域との協働・貢献事業を通して社会性等を育み、企業就労を目指して設置していた専門教科「地域コミュニケーション」を継続発展させたものである。東山分校を設置した平成25年度以降、東山分校の1年生は、先輩である本校の2・3年生からの東山分校生徒への指導を受けたり、共同での実習活動等に取り組むなど本校・分校が一体となった教育活動を展開してきた。そうした中、東山分校においては、平成27年4月に1年生から3年生が揃い、平成27年度は年間を通して東山分校単独で3学年が一体となった教育活動を行うことにより、平成28年4月からは独立校としての体制が整うことから、京都市立東山総合支援学校として独立・開校させる。

なお、先ほども申し上げた通り、京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例は平成27年2月の市会にて可決いただいております。東山分校の廃止及び、東山総合支援学校の設置及び学科の開設については、平成27年4月15日付で京都府教育委員会の認可をいただいております。

定員については、現東山分校と同じく1学年あたり34名を予定している。

学科は現東山分校と同じ地域総合科を設置する。東山分校開校当初から東山区修道学区をはじめとする地域の方々が進めている地域住民対象の陶芸・染色教室の企画運営、高齢者への弁当宅配や買物サポート、お楽しみ会の企画等の取組の一層の充実を図り、将来の自立と社会参加を自ら実現していこうとする高い意欲と態度の育成を推進する。

また、東山総合支援学校開校までの今後の流れは説明資料（5）に記載の通り。開校式は平成28年4月5日を予定している。

最後に、「(6) 附則（経過措置等）」について、関係規則を抜粋した参考資料も併せてご覧いただきたい。

附則2により、入学手続き等の準備行為については、この規則の施行（平成28年4月1日）前においても行うことができるとする。

また、東山総合支援学校が新設されることにより、現在東山分校に在籍している1・2年生については、東山分校から東山総合支援学校への転学という手続きが必要になってくる。現在の管理運営規則上、第40条において、東山分校を転出するために白河総合支援学校長に転学願を提出し、許可を得る必要がある、と定められているが、この手続きを議案の附則（経過措置）3により、省略することとする。

さらに管理運営規則第37条において、高等部に転入学しようとする者は入学願書等を東山支援学校長へ提出しなければならないとなっているが、この手続きについても、附則4により、特段の意思表示がなければ提出があったものとみなし、東山総合支援学校への転学の手続きを自動的に行うこととする。

なお、新2・3年生については、4月1日付で転入学通知の交付を予定している。新1年生については、28年1月下旬に白河総合支援学校長名で入学決定通知を交付する予定だが、28年4月1日付東山総合支援学校長名で改めて入学通知を交付する予定である。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】オープンキャンパスは1～2日で終わるものだと思うが、6月から10月まで長く行う理由はなにか。

【事務局】オープンキャンパスでは単に説明したり見学したりするだけでなく、実習体験をしたり、その振り返り作業をやるなどして、高等部で学習するイメージや、その学校で学びたいという意欲を高めてもらうために時間をかけて丁寧に行っている。そのため、1回の実習に定員枠を設けているので、1度にたくさんの中生にに来てもらうことができない。生徒によっては、2回以上来ることもある。また、3年生だけでなく、1・2年生を対象にするオープンキャンパスも行っているの、長期間になっている。

【秋道委員】普通科でも産業分野との関わりの中で実習を行っていると思うが、普通科でもやった方がいいような実習内容があると思う。

【事務局】白河総合支援学校長が高校の校長会に出席し、広い視野で情報交換等を行っている。

【鈴木委員】通学範囲について、一番遠くてどこら辺から来ているか。

【事務局】大淀中学校区から鳴滝総合支援学校に通っている生徒もいる。公共交通機関を乗り継いで1時間以上かかるケースもあるが、支援学校ごとに個性が際立ってきているので、通学範囲ではなく、自分の学びたいことを学べる学校を選んで通ってもらっている。

【鈴木委員】先日行ったPTAの皆様との意見交換会において、高等部になると高等学校PTAと総合支援学校PTAのコミュニケーションの取り方が難しくなっていると聞いたが、いかがか。

【事務局】高校と支援学校のPTA同士のコミュニケーションは現状ではあまり取れていないと思う。ただ職業学科設置の白河・鳴滝・東山の3総合支援学校間においては、職場開拓の大変さや、もっとより良い学校にするための方向性等、連携を深めている。

【高乗委員】養正サテライトの位置付けはどうなっているのか。

【事務局】養正サテライトの位置付けは、この3年間でだんだんと固まってきたが、まだ活用方法については模索しているところ。分校的な活用ではなく、カリキュラムに応じて、主に1年生がメインで東山から養正に約1週間程度連続で通い、先輩後輩関係の中で生徒同士が教え合いながらコミュニケーション能力の向上につなげ、それを保育所やカフェなどで応用していく。またその中で自己肯定感を高め、東山での学習や、2・3年時の現場実習に生かしていく。

【星川委員】組織体制はどうなっているのか。「副教頭」の位置付けは小中学校と違うのか。

【事務局】地域制は小中高と3学部あるため、校長1名、教頭2名、副教頭3名配置しているが、東山については高等部のみなので、校長、教頭、副教頭を1名ずつ配置。なお、小中学校の「副教頭」は管理職ではないが、支援学校の「副教頭」は学校教育法施行規則上の各学部に設置される「部主事」で管理職である。

(議決)

教育長が、議第17号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

報告 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について

(事務局説明) ○島本 学校指導課長

8月25日(火)に返却された本年度の「全国学力・学習状況調査」の実施状況について説明する。本日の説明内容については既に広報発表しているものである。また、本日は速報としての説明をさせていただくが、今後、結果分析を進め、詳細については、10月下旬の教育委員会において改めて説明させていただく予定である。

まず、調査の実施日、実施教科等については、今回も25、26年度に引き続き平成27年4月21日(火)に悉皆調査として実施された。本市では、総合支援学校も含め、小学校168校、中学校72校で調査を実施した。対象はこれまでと同様の小学6年生と中学3年生である。実施教科については、国語と算数・数学での、基礎的・基本的な知識や技能を中心とした「A問題」とその知識を活用するなど応用的な力をみる「B問題」、そして、3年に1回程度実施されることになっている理科の調査について「知識」、「活用」に関する問題が一体的に出題される形で実施されました。理科については24年度の抽出調査以来の調査実施となった。

その他、子どもたちの生活習慣や学習環境についての児童生徒及び学校を対象としたアンケート調査が行われた。

次に8月25日(火)に返却された本年度の調査結果について説明する。全国、京都府、京都市の平均正答率を資料に示している。なお、京都府のうちおよそ半数が京都市の児童生徒という状況である。

小・中学校ともに、全国平均との比較では全教科で、また京都府平均との比較では多くの教科(小の算数AB、中の数学A以外)で、本市の数値が上回るなど、良好な結果となっている。なお、全国的な傾向としては、昨年に引き続き、下位県の成績が全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られているようである。

特徴として、小学校では昨年度と比較し、全教科の正答率について全国平均からの上回り幅が大幅に拡大している点がある。具体的には、昨年度0.2~1.7ポイントの上回り幅だったところが、今年度は2.0~3.1ポイントの上回り幅となっている。

特に、国語AB及び理科については、京都府平均からも0.6~1.7ポイント上回っている。

中学校においても、昨年度と比較し、全国平均からの上回り幅が拡大するなど、良好な結果となっています。具体的には昨年度0.2~0.9ポイントの上回り幅だったところが、今年度は0.2~1.3ポイントの上回り幅となっている。

特に国語AB、数学B及び理科については、京都府平均からも0.2~0.6ポイント上回っている。

この他、児童生徒質問紙調査および学校質問紙調査についても文部科学省から結果が返却されている。全国的な傾向も踏まえながら、今後、調査結果と各校の児童生徒の実態を重ね合わせ、各校の取組充実につなげていく。

次に、結果の公表に関して、26年度から国の実施要領の改正により、教育委員会による学校別の成績の公表が可能となったが、今年度においても昨年度と同様に、「本調査の結果は特定の学年かつ学力の一部であること」、「学校における教育活動の一側面であること」などを踏まえ、序列化や過度の競争につながらないように、学校別の正答率の公表は行わない。

本市の調査結果については、26年度に校長会とともに作成した「公表スタンダード」に基づき、「本市の全体的な傾向」については教育委員会から公表し、「学校ごとの状況」は、各学校か

ら、学校だより等で詳細に保護者・地域に報告することとしている。

今後、10月以降には調査結果を指導改善に活かすための教員向けの研修会の開催を予定しており、また、結果分析に基づく課題や改善策等を改めて教育委員会から広報することも予定している。成果や課題を振り返りながら、子どもたちの学習の充実に向けて、今回の調査を十分に活かしてまいりたいと考えている。

以上、速報として説明させていただいた。冒頭に述べたとおり、結果分析をふまえた詳細な説明は改めて10月下旬の教育委員会でさせていただきたい。

(委員からの主な意見)

【教育長】結果が一昨日届いたばかりというところであり、質問紙とのクロス分析など詳細な内容は後日改めて報告させていただく。

【秋道委員】調査結果を踏まえて、子どもたちのへの反映等はどのように行われるのか。

【事務局】10月上旬に学校管理職等を対象とした、全国調査の結果分析と今後の手立てについての研修会を行い、それぞれの学校で取り組んでもらいたいポイントについても示す。

そのうえで各校においても調査結果の傾向を踏まえ、授業の中での指導改善の工夫を行ったり、課題のあった部分を補うためのテストを実施したりする等、取組の改善に活かしていく。

議第18号 平成27年度 政策評価（教育委員会関連部分）について

(事務局説明) ○榎木 総務課担当課長

本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）に基づき、実施することとされている「教育委員会による事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」について、本年度実施した評価についてご報告させていただく。

本市では、京都市の行政評価条例において実施が定められている、政策評価、事務事業評価、及び学校評価を、この地教行法に基づく教育委員会による点検・評価に位置づけている。各評価の結果について本日議決いただければ、市長部局等の評価と併せて、9月市会において議会に報告される予定となっている。

それでは、最初に評価制度の全体について、簡単に概要を説明した後に、政策評価の結果の概要についてご報告申し上げます。

それでは初めに、議案説明資料の3ページの参考資料をご覧ください。

まず、1 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例、いわゆる行政評価条例についてあるが、京都市では、市民の目線を大切に、効果的で効率的な市政を推進するため、政策評価制度、事務事業評価制度など、7つの行政評価等の取組を進めてきた。

その上で、19年6月、7つの行政評価等の体系的な仕組み作りを行うため行政評価条例を施行した。教育委員会においても、総合行政の観点の下、評価の実施機関として、「政策評価」、「事務事業評価」及び「学校評価」を実施している。なお、これらの評価は全て議会へ報告され、市民にも公表されている。

そして、2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」との関連についてであるが、20年4月の地教行法の一部改

正により、第27条において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされている。

本市では、既に行政評価条例において定められている、政策評価、事務事業評価、学校評価システムの各評価制度が、地教行法におけるこの「点検及び評価」の趣旨及び目的に合致していたため、今回ご報告する、政策評価、事務事業評価、学校評価の各評価制度を地教行法における「点検及び評価」に位置づけて実施しているところである。

その上で、まず、政策評価制度についてご報告申し上げます。

政策評価制度は、京都市基本計画に掲げた政策・施策それぞれの分野において、各種の指標やアンケート調査を基に把握し、市政の推進に生かすため実施しているもので、評価の結果については、公表し、めざすべき政策・施策の目的達成に向け、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に役立てることとしている。

評価の対象は、23年度から10年間の都市経営の基本である「はばたけ未来へ！京プラン」の政策体系をベースに、特定の行政課題に対応するために本市が目指すべき基本的方向である政策（27項目、教育関連は3項目）と、政策をより具体化した行政活動の目標となる施策（114項目、教育関連は8項目）について、両者を評価することとなっている。

評価の手法であるが、客観指標評価と市民生活実感評価の2つの手法による評価結果を総合的に勘案し目標の達成状況をA～Eの5段階で評価している。

客観指標評価とは、状況を統計的な数値で表現した指標を設定し、その目標達成度等で評価するもので、市民生活実感評価とは、20歳以上の市民、3,000人に毎年度アンケートを実施し、その結果に基づき評価するものである。

なお、政策評価については、学識経験者や市民代表に参画いただき、政策評価委員会からの意見を踏まえ、毎年度、客観指標や評価票の見直しなど充実、改善を行っている。

評価結果等については、本日参考につけている「平成26年度政策評価結果」という冊子の形で公表される。26年度は、市全体で、A評価が4、B評価が22、Cが1となっている。施策については、A評価26、B評価64、C評価23、D評価1となっている。

こうしたことを踏まえ、27年度の具体的な教育委員会関連の評価についてご報告申し上げます。教育委員会の関連については、障害者福祉、学校教育及び生涯学習の3つの政策、そして下の表にあるとおり、政策内にある8の施策が該当している。

まず政策であるが、教育委員会主管の政策は、学校教育及び生涯学習で、障害者福祉には一部の施策が入っている。いずれもA～Bという高い評価となっており、特に、学校教育については、3年連続でA評価となっている。本日は、教育委員会主管である学校教育及び生涯学習の各政策の評価についてご説明する。

政策を構成する施策については2をご覧ください。政策18の学校教育では、コミュニティスクールの推進等を指標とする市民ぐるみの教育の推進や、学習支援プログラムや非行防止教室等を指標とする「生きる力」育む教育の推進等、4つの施策から構成されており、評価は表のとおりとなっている。

3ページに移り、生涯学習では、各種生涯学習の講座等の創出や図書館の利用などを指標とする「学びのネットワーク」の拡充や、はぐくみ憲章等を指標とする施策等で構成されており、評価は表のとおりとなっている。最下段の「子どもを共に育む機運作り」が26年度B⇒27年度C評価となっているのは、はぐくみ憲章の実践推進者表彰の応募件数が今年度減少したため、

その客観指標の評価がeとなっていることが主な原因である。今後、団体の掘り起しを進めるとともに、より適切な新たな指標の設定も含めて検討する予定としている。

こうした政策、施策の評価については、議案の別紙1、別紙2のようなシートにまとめられ、公表される。

政策18の学校教育についてであるが、議案別紙1の5ページをご覧いただきたい。まず、評価は、政策に設定された学校でのボランティア数や小中合同の学校運営協議会を設置する中学校ブロックの割合などの客観指標と、先ほど説明した施策ごとに設定された施策の客観指標評価、そして、さらに下段2-1にある市民生活実感評価を総合的に勘案し評価を行い、次ページの総合評価として記載している。

学校教育の評価は、客観指標評価のAと市民生活実感評価のBという結果を踏まえ、Aとしている。その総括としては、中ほどに記載のある通り、「その成果が即座に反映されにくいものであるため、引き続き市民の実感の向上に向けて取り組む必要があるが、現時点での市民の実感でもかなり肯定的に評価されているため、としている。

続いて、19の生涯学習については9ページ。同様に、図書館の入館者数など政策に設定された客観指標と、先ほど説明した施策ごとに設定された施策の客観指標評価、そして2-1の市民アンケートの結果を総合的に勘案し、次ページの総合評価として記載している。

生涯学習についても、客観指標評価のAと市民生活実感評価のBという結果であります。市民アンケートの評価について、学習機会が豊富にあるというのがA評価である一方で、仕事や社会活動に役立っているとか、地域でのまなびの機会の充実等について、C評価となっている部分がある。こうした状況も踏まえ、10ページの総括に記載しているとおり「各種の取組を市民の実感につなげることについては、改善の余地はあるが、一定政策の目的名は達成していると判断し、総合的にB評価としている」ところである。

施策ごとの指標の状況や細かい評価等については、別紙2、13ページ以降に記載されているので、ご覧いただければと思う。

以上が本年度の政策評価の概要となる。なお、各指標について、コミュニティスクールの設置校数や非行防止教室の実施校数など、既に目標を達成し、今後も下回ることはないものもあり、現在、全市で作業が進められている、はばたけ未来へ京(みやこ)プランの後期の実施計画の策定に併せて、指標の見直しを行い、より適切な評価が実施できるよう、教育委員会としても改善を重ねて参る。説明は以上となる。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】アンケート調査であるが、男女別の割合や、どの地域からの回答が多いか把握しているか。

【事務局】無作為抽出のため詳細は不明だが、様々な方に回答いただいている。

【星川委員】京都の教育は全国的にも高い評価をいただいているが、気になるのは市民生活実感評価である。例えば「国際化」などはA評価であるが、学校評価は中位である。これをどう分析して教育委員会が取り組んでいくか。福祉にも力を入れて取り組んでいるが、市民の評価は厳しい。コミュニティスクールの取組についても、市民にあまり知られておらず、評価に繋がっていない。色々な取組が評価されることが教育委員会への信頼に繋がり、それが今後の取組にプラスになるので、市民に知っていただくことを意識して取り組むことも必要ではないかと思う。

【鈴木委員】京都市政策評価委員会において生活実感調査の具体的な設問について検討されているのか。

【事務局】そのとおりである。

【鈴木委員】設問内容は公表されていると思うが、「生涯にわたって自ら学習したことが、仕事や社会活動に役立っている」や、「子どもは社会の宝として」といったように非常に抽象度が高い設問や、微妙に趣旨が違う設問が設定されており、指標の設定と軸が異なっているように感じる。とりわけ、頭に残りやすい言葉を使った政策は、京都市が一生懸命やっているという印象になり、調査時点で印象が残っているかどうかで評価が違っていると思う。実際に設問を作成する際に工夫を入れる必要があるのではないかと思う。

【秋道委員】大事なものは自己評価である。教育委員会の施策を現場の教員に評価してもらうのも良いのではないか。そして現場と事務局で評価し合うことも必要ではないかと思う。

【在田教育長】京都市が一生懸命取り組んでいる高齢者福祉などは対象者が限られており、実際にサービスを受けている人でないと評価するのが難しい。そういう対象者に対して個別にアンケートを取ることや、対象者以外の方にそれぞれ調査する必要があると思う。設問の表現についても工夫していく必要があると思う。

(議決)

教育長が、議第18号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第19号 平成27年度(平成26年度分)事務事業評価について

(事務局説明) ○清水 総務課長

事務事業評価制度は、先ほどご説明した「政策評価」が、本市がめざすべき政策・施策について、その目的がどの程度達成されているかを評価するものであるのに対して、事務事業評価はそれらの目的の実現手段である「事務事業」が適切に執行されているかどうかを評価するものである。

つまり、「事務事業評価」を実施することにより、個別の事務事業の年間経費等の客観的なデータを把握し、目標達成度や効率性をはじめ様々な観点からの評価を行うことによって、行政資源の有効配分や経営努力の目標設定など具体的な改善、見直し等を行うこととなる。

事務事業評価の評価項目についてであるが、まず第1段階として、「市民と行政の役割分担評価」を行う。

ここでは行政の守備範囲に主眼をおき、当該事務事業を京都市が引き続き行っていくべきか、民間委託ができないかなどといった大きな方向性を、「公共性評価」「実施主体の妥当性評価」「受益者負担の妥当性評価」の各項目について評価することにより確認する。これにより、行政サービスとして継続していくべきかどうかの判断材料として活用する。

次いで第2段階として、「業績評価」を行う。ここでは事務事業の業績に主眼をおき、「目標達成度」「効率性」「市民参加度」及び「市民満足度」の各項目について評価することにより、行政サービスの継続的改善を行う判断材料として活用する。

また、各事務事業を評価するにあたり、事務事業を①一般事務事業 ②公の施設 ③定型・維

持管理の3つの類型に分類のうえ、評価を実施する。2ページをご覧ください。

さらに、各事業の評価結果を踏まえ、別途指定の事務事業については、第三者評価を公開で実施しており、事務事業の客観性、透明性を確保しながら評価内容や事務事業のあり方について調査や審議を行っている。

次に、教育委員会が所管する事務事業について、具体的な評価の内容をご説明する。まず、対象となる事務事業は2(1)のとおりであり、全部で45ある。これらの事務事業に関する具体的な評価の状況について、まず、市民と行政の役割分担評価、特に「実施主体の妥当性評価」についてであるが、図のとおり、タテに行政専門性、ヨコに政策的重要性という2つの指標を用いて、4つの類型にわけて評価を行う。図の右上①の政策的・行政専門性については、政策的重要度が高く、行政の専門性が求められる事業が該当する。教育委員会が実施する事業の半数以上が該当している。

図の左上②の経常的・行政専門性については、経常的な業務であるが、行政の専門性が必要とされる業務が該当する。教育委員会が実施する事業の約2割が該当している。

図の左下③の経常的・一般専門性については、経常的な業務であり、民間企業等が持つ一般的なノウハウによって実施可能な事業が該当いたします。教育委員会の事業においては1事業のみが該当する。

この事業は「やましの家運営費」であるが、野外活動及び宿泊訓練に活用するための野外活動施設「やましの家」については、平成26年度いっぱいまで地権者からのお申し出により借地契約を終了し、その運営を終了している。

図の右下④の政策的・一般専門性については、政策的重要度が高い業務であるが、一般的なノウハウによって実現可能な業務が該当する。教育委員会が実施する事業の約2割が該当している。

以上のとおり、教育委員会が所管する事務事業について、ほぼすべてが行政専門性、あるいは政策的重要度が高い事業という評価となっている。

続いて、2(3)業績評価について、「目標達成度評価」と「効率性評価」についてご説明する。

①目的達成度評価とは、事務事業ごとに設定した目標数値について、達成されたかどうかを確認し、評価するものである。評価方法としては、まず各事務事業の目的に即した成果を示すことができる指標を設定し、その指標に対する当該年度の目標値を設定する。次に各指標の目標値に対する当該年度の実績値の達成率を「かなり良い」から「かなり悪い」までの5段階評価を行っている。

指標については、増加することを目指す指標、減少することを目指す指標などを定めているが、定型・維持管理型の5事業及び小・中学生就学援助費については、事業の性質上、目標数値を定めることが困難であるため、対象から除外されている。

図のとおり、平成27年度事務事業評価の目標達成度評価については、「かなり良い」、「良い」と良好な結果となった事業が8割以上を占めており、今後とも目標の達成に向けた取組を推進してまいります。

なお、評価が「悪い」となった事業は、事務事業評価票45ページにある「各種生涯学習事業」と、93ページにある「京都市野外活動施設花背山の家」の2事業となっている。

「各種生涯学習事業」については、電話相談員養成事業における「京都いのちの電話新規電話相談員認定数」の過去5年間の平均を基準として指標を定めているが、特に平成26年度においては、辞退者が3名出たことなどにより、目標値を下回る結果となったため「悪い」という評価になっている。しかしながら、全体として減少傾向にあるということではないので、今後も引き続き、

受託事業者と連携して取組を推進してまいる。

「京都市野外活動施設花背山の家」については、施設利用者数を指標としているが、主な利用者である児童生徒が少子化により減少傾向にあることもあり、目標値に対して実績値が下回る結果となっている。今後も私立幼稚園や大学、企業等へ利用を呼びかけるとともに、主催事業の内容を見直すなど、利用者数の増加に向けた取組を推進してまいる。

次に②効率性評価についてであるが、事務事業ごとに、「実施講座1講座当たり」など、その事業の主な活動の目安となる活動単位当たりにおいて、要している年間経費（単位あたり経費）について、対前年度増減率（単位あたり経費変動率）を算出し、「かなり良くなった」から「かなり悪くなった」までの5段階評価を行っている。

平成27年度実施の事務事業評価においては、「悪い」、「かなり悪い」と効率性が低いと判定された事業が過半数という結果となっているが、具体的に何事業かご説明する。

まず、3ページ「私立幼稚園保護者助成」についてであるが、この事業については、平成26年度から国の制度改正により、私立幼稚園に在園する園児に対する就園奨励費の単価が増加したことに伴い、年間経費が増加したことによって、効率性が悪くなったという評価になっている。

また、81ページ「京都まなびの街生き方探究館」であるが、活動指標である利用学校数は増加しているものの、施設の老朽化に伴う緊急修繕や事業者からの寄付を財源とした事業を実施したことに伴い、平成26年度単年度で見たときに年間経費が増加しており、それが要因となり効率性が悪くなったという評価になっている。

このように、臨時的な経費等を含め、新規充実による事業費の当然増や、給与改定に伴う人件費の当然増などによっても効率性評価は「悪い」という評価になってしまうため、必ずしもすべての事業の効率性について継続性のある基準で評価できているものではないが、今回の事務事業評価を受け、今後とも、事業実施における効率性の向上も考慮しつつ、教育環境の充実に関する取組をさらに推進してまいる。説明は以上である。

（委員からの主な意見）

【在田教育長】業績評価については、決算数字を入力すると自動的に評価が決まる仕組みになっているため、事業充実のために予算が増えると、それに連動して指標が増える、あるいは減るような事業でないと、評価が悪くなってしまう。

【秋道委員】経費等についての、客観的な数字に対する評価はされているが、事業の大変さなど、数字で表せない部分はこの評価票では評価しにくい。教育分野については特に数字だけでは表せない要素が多分に含まれている。

【在田教育長】評価の指標については、市会の御指摘なども踏まえて毎年少しずつ改善しており、できる限りその事業の評価が正しくなされるよう工夫している。

【秋道委員】民間の事業でも業績評価は行っているだろうし、評価すること自体は必要なことだと考える。その評価をふまえて、改善できる所は改善していく必要があるだろう。その中で、花背山の家のように、利用者増加に向けた取組を充実させることは良いことだと思う。

（議決）

教育長が、議第19号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第20号 学校評価（平成26年度実施状況）について

（事務局説明）○島本 学校指導課長

「学校評価（平成26年度実施状況）について」、お手元に配布している「教育委員会説明資料」と、冊子「京都市の学校評価システム」をもとに説明させていただきます。

本市では、これまで「開かれた学校づくり」を積極的に進めてきた中で、平成13年度から学校評価の試行実施に取りかかり、平成15年度には全国に先駆けて、全校で学校評価を行ってきた。こうした中、平成19年6月、学校評価を含む本市の「行政評価条例」が施行され、学校評価も行政評価の一つとして位置づけられることとなり、その内容を市会に報告することが明文化されている。

この規定を受け、お手元の冊子について、9月24日（木）の市会本会議で席上配布による報告を予定している。

続いて、本市における学校評価の状況について説明する。

まず、学校評価の目的について、本市では、「学校・家庭・地域が子どもを育む当事者として教育の水準の保証と向上を図ること」を目的としている。

とりわけ、「地域ぐるみの教育」を理念とする本市では、学校評価を行うに当たり、学校・家庭・地域が子どもを育み、より良い学校づくりを進める当事者としての意識を持つことが重要であると考えている。学校が一方向的に評価されるということではなく、評価活動を通じて教職員・児童生徒・保護者・地域などそれぞれが自らの姿を振り返り、互いに補い、高め合うことを目指している。

こうした中、学校評価を進めるうえで、特に大切にしている点が、（1）学校評価をみんなのものにする（2）当事者意識を持って評価する（3）自らを振り返り、互いに高め合う（4）学校の魅力を発見し、発信する、という4点である。

例えば学校がアンケートを行う際、児童には「わかるまでいっしょけんめい学習に取り組んでいますか」と質問し、教職員・保護者には「子どもは、わかるまで粘り強く真剣に学習に取り組んでいますか」と聞くような形で、それぞれの立場から同じ内容について回答が得られるよう質問をそろえ、共通の指標、取組目標として達成度を図り、その結果について項目立てた分析・評価を行うなどの工夫がされている。

また、評価結果は必ず公表することとしており、全校のホームページに掲載しているほか、学校だより等でも積極的に情報を発信している。

このような形で、教職員、児童生徒、保護者、地域などそれぞれが自らを振り返り、成果や課題を共有することで教育の改善・充実を図っていく取組として、各校が工夫して取り組んでいる。

次に、本市の学校評価の全体的な仕組みについて説明させていただきます。

本市では、学校が主体で行う「自己評価」と、その自己評価の結果を基にして学校運営協議会等が行う「学校関係者評価」を共に行うこととしている。「学校関係者評価」の実施は、法律上は努力義務であるが、本市では全校で実施しており、その際に自己評価に対する評価だけではなく、「学校関係者としての改善に向けた支援策」についても提示していただくこととしており、具体的な取組が生まれるきっかけにもなっている。

例えば、総合学習に関わる地域ボランティアの充実や、家庭での読書への意識を高めるための親子読書の取組、地域行事の中で子どもが活躍できる場を増やす等といったことにつなが

っている。

そして、本市では「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」による第三者評価を実施しているが、これは、先ほどの「自己評価」、「学校関係者評価」の取組が有効に機能しているか、外部から評価し、その質を保証していくためのものである。具体的には、学識経験者や保護者代表等からなる検証委員会の委員が学校を訪問し、取組について聞き取り調査等を行い、さらには京都市全体としての取組改善についてもご意見をいただいている。

以上が、学校評価システムの全体像についての説明である。

次に、平成26年度の学校評価の主な取組としては、①検証委員会による学校訪問・第三者評価の実施、②各校でアンケート作成・集計・分析を行うための「新・学校評価支援システム」の導入、文部科学省委託事業「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」の実施、④各校で年2回作成する「学校評価実施報告書」の様式の改善、の4点を重点として取組を進めてきた。

まず、1点目の検証委員会による学校訪問・第三者評価については、例年行っているものだが、26年度については、学校評価システムが学校改善に向けたシステムとしての的確に機能しているかどうかを検証するため、小学校5校、中学校2校、小中一貫校1校、計8校について訪問を行った。

2点目の「新・学校評価支援システム」の導入については、本市の新たな情報セキュリティ環境に適合し、機能面でも分析結果のグラフを見やすくする等の改善を行った学校評価業務支援のための新たなパソコン上のシステムを開発したもので、26年6月末から運用を開始している。

3点目の「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」の実施については、学校評価や各種学力調査の結果から見えてきた成果と課題、またそれに対する学校の対応について、義務教育9年間の子どもたちの学びと育ちを支援するため、小中合同の学校運家協議会で検証を行い、学校と一体となって実施していく協働体制の構築を、3中学校区で実施している。

4点目の「学校評価実施報告書」の様式改善については、検証委員会からの「評価項目と取組の関係」や「取組の結果分析と改善策の関係」が分かりにくいとの意見を踏まえ、学校教育目標の実現に向けた個々の取組の効果を検証することでさらなる改善につなげるという流れをより理解しやすい形となるよう。様式の改善に着手したもので、26年度報告分から新たな様式へ変更している。

こうした4点の重点的な取組を中心に、平成26年度は学校評価の取組を進めてきたところである。

続いて、検証委員会からの主な意見について紹介させていただく。学校訪問や会議での協議を通して、検証委員会からは、「学校課題について、校長がリーダーシップを取って懸命に学校運営に取り組んでいることがよくわかった。今後は、小中学校が連携して課題解決に向けて取り組んでいければよい。」、「学校課題の解決に向けては、京都市の番組小学校の原点である『学校・家庭・地域の連携』に立ち返ることが大事。」等の評価をいただいた。

また、今後に向けた課題としては、「学校評価の取組を学校課題の解決・改善に活かせるよう実効性を上げ、学校評価の取組をより充実させていかなければならない。」、「学校評価と学校運営協議会を、学校の課題を解決するためのPDCAサイクルを回す役割として組織的に連携させる必要がある。」等の意見をいただいた。

今年度も検証委員会からの意見や各校での取組を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって

子どもたちの学校生活を「よりよいもの」にするための、学校評価の充実に、引き続き努めてまいりたい。

以上のとおり、本市学校評価の取組状況について市会へ報告したいので、御審議をお願いしたい。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】 番組小学校の伝統を引き継ぎ「学校・家庭・地域が三位一体となって動く」という取組がうまくいっている学校は良いが、家庭や地域の協力を得にくい学校は厳しいと思う。学校評価の取組も、多様な地域性に対応しながら取組も進めていかねばならない。

【事務局】 地域によって学校評価の方法や捉え方も様々であるが、校長が地域の力や地域との関係性をどれだけ上手にマネジメントできるかが肝要である。

【星川委員】 学校現場が多忙な中、学校評価の取組を一所懸命してくれているのは素晴らしいことである。PDCAを回して学校をより良くしていくことは子どもたちのために欠かせないことである。よって、評価が機械的に終わらないように、保護者・地域と評価を共有し、各立場が主体的に動いてもらえるよう、実効性を高めてほしい。

また、冊子6ページに「直接説明する機会を設けている」とあるが、具体的にはどのような場面か。

【事務局】 学校によって様々であるが、一例では、休日参観後の教育課程説明会の際に、学校評価についても一緒に説明している学校もある。

学校運営協議会の取組のなかでも、学校評価を細かく分析・説明し、今後の取組を保護者や地域の方と一緒に考えることができている学校が出てきている。学校評価という制度が一定学校現場に定着してきており、評価を通じてPDCAをうまく回すことができている。

特に、今回の報告書に学校の実践例として掲載している九条弘道小学校は、数年前までは厳しい学校実態であったが、校長が「地域とともに子どもたちを考える」という強い信念のもと、学校評価や学校運営協議会を活用して生徒実態を改善させてきた実績がある。今後、このような例をモデルとして、学校評価や学校運営協議会を学校現場の課題解決の仕組みとしてさらに充実させていきたい。

(議決)

教育長が、議第20号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

- 教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告
 - ・8月21日 京都市中学校生徒会サミット開催について

- 事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時15分，教育長が閉会を宣告。

署名 教育長